

議案第14号

八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成25年12月12日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	原弘志	印
	同	橋本淳	印
	同	松崎寛文	印

## 提案理由

第2条について、公共下水道事業会計の経営状況を改善するため、使用料を値上げする必要があるという趣旨は理解できるものである。

しかし、その方法において、原案では、一般用従量料金の1立方メートル単価のうち、1カ月の排除汚水量20立方メートルまでの区分のみの値上げとなっており、少量使用者への負担増が大きい内容となっている。

したがって、従量料金の単価について、少量使用の区分のみでなく、排除汚水量の多い区分についても単価を上昇させ、負担を平準化させるため、使用料の算定方法に係る第2条を修正する。

これが、本案を提出する理由である。

議案第14号 八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての修正案

第2条中「48円60銭」を「42円12銭」に、「111円24銭」を「115円56銭」に、「133円92銭」を「147円96銭」に、「187円92銭」を「192円24銭」に、「257円4銭」を「259円20銭」に改める。